

○北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

制 定 平成 19 年 4 月 2 日規則第13号

最近改正 平成 30 年 3 月27日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 2 条及び第 4 4 条の規定に基づき、広域連合長が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 4 条第 1 項第 8 号の広域連合長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、事務局総務班に備え置くものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(開示請求の手続)

第 3 条 条例第 1 3 条第 1 項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第 2 号。以下「開示請求書」という。）とする。

2 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、法定代理人が開示請求（条例第 1 2 条第 2 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）をする場合における本人の住所、氏名及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

3 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書その他法令等の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

4 開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち複数のものを複写機により複写したものを実施機関に提出しなければならない。

5 法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

6 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、保有個人情報開示請求代理人資格喪失届出書（別記様式第 3 号）によりその旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(保有個人情報の開示決定等の通知)

第 4 条 条例第 1 8 条第 1 項の書面は、保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合にあつては保有個人情報開示決定通知書（別記様式第 4 号）とし、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合にあつては保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第 5 号）とする。

2 条例第 1 8 条第 2 項の書面は、保有個人情報非開示決定通知書（別記様式第 6 号）とする。

(開示決定等の期間の延長等の通知)

第 5 条 条例第 1 9 条第 2 項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記様式第 7

号)とする。

- 2 条例第20条第1項後段の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第8号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等)

第6条 条例第21条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る意見照会書(別記様式第9号)により行うものとする。

- 2 条例第21条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書(別記様式第10号)とする。

- 3 実施機関は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 4 条例第21条第1項又は第2項の規定に基づく意見書の提出は、保有個人情報開示決定等に係る意見書(別記様式第11号)により行うものとする。

- 5 条例第21条第3項後段の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書(別記様式第12号)とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第7条 条例第22条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク(以下「録音テープ等」という。) 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープ等を専用機器により再生したものの聴取

- イ 当該録音テープ等を録音カセットテープその他の記録媒体に複製したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク(以下「ビデオテープ等」という。) 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープ等を専用機器により再生したものの視聴

- イ 当該ビデオテープ等をビデオカセットテープその他の記録媒体に複製したものの交付

- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、広域連合長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジその他の記録媒体に複製したものの交付

(保有個人情報の閲覧)

第8条 保有個人情報が記録された公文書(前条第3号アの規定により電磁的記録を出力した用紙を含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、聴取し、又は視聴する者は、当該保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(保有個人情報の開示に係る交付部数)

第9条 保有個人情報が記録されている公文書の写し(電磁的記録を複製したもの及び出力した用紙を含む。以下同じ。)の交付は、開示請求1件につき1部とする。

(訂正請求の手續)

第10条 条例第25条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第13号)とする。

- 2 条例第25条第1項第4号の実施機関が定める事項は、法定代理人が訂正請求(条例第24条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。)をする場合における本人の住所、氏名及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

- 3 第3条第3項から第5項までの規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正決定等の通知)

第11条 条例第27条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第14号)とする。

- 2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(別記様式第15号)とする。

(訂正決定等の期間の延長等の通知)

第12条 条例第28条第2項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記様式第16号）とする。

2 条例第29条第1項後段の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第17号）とする。

（保有個人情報の提供先への通知書）

第13条 条例第30条の書面は、保有個人情報の訂正に係る通知書（別記様式第18号）とする。

（利用停止請求の手續）

第14条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第19号）とする。

2 条例第32条第1項第4号の実施機関が定める事項は、法定代理人が利用停止請求（条例第31条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）をする場合における本人の住所、氏名及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

3 第3条第3項から第5項までの規定は、利用停止請求について準用する。

（保有個人情報の利用停止決定等の通知）

第15条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第20号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報利用非停止決定通知書（別記様式第21号）とする。

（利用停止決定等の期間の延長等の通知）

第16条 条例第35条第2項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第22号）とする。

2 条例第36条第1項後段の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第23号）とする。

（諮問をした旨の通知）

第17条 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報についての審査請求に係る審査会諮問通知書（別記様式第24号）により行うものとする。

（審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報の開示に係る通知）

第18条 条例第39条において条例第21条第3項を準用する場合における同項後段の書面は、審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報に係る通知書（別記様式第25号）とする。

（公文書の写しの交付に要する費用）

第19条 条例第41条ただし書に規定する保有個人情報が記録された公文書の写しの交付に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保有個人情報が記録された公文書の写しの作成に要する費用 別表に定める額
- (2) 保有個人情報が記録された公文書の写しの送付に要する費用 郵送等に要する額

（施行の状況の公表）

第20条 条例第42条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
- (2) 開示決定（条例第21条第2項に規定する開示決定をいう。）、訂正決定（条例第27条第1項の決定をいう。）及び利用停止決定（条例第34条第1項の決定をいう。）の件数
- (3) 非開示決定（条例第18条第2項の決定をいう。次号において同じ。）、非訂正決定（条例第27条第2項の決定をいう。）及び非利用停止決定（条例第34条第2項の決定をいう。）の件数
- (4) 条例第17条の規定により開示請求を拒否する非開示決定を行った場合にあつては、その件数及び理由の要旨
- (5) 目的外提供（条例第10条第2項の規定による提供をいう。次号において同じ。）の同項各号（第3号を除く。）の事由ごとの件数
- (6) 条例第10条第2項第4号の規定による目的外提供を行った場合にあつては、その理由の要旨
- (7) 開示決定等（条例第37条の開示決定等をいう。）、訂正決定等（同条の訂正決定等をいう。）及び利用停止決定等（同条の利用停止決定をいう。）についての審査請求の件数並びにその裁決の概要
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（様式の変更）

第21条 この規則に定める様式によりがたいときは、事務局長が別に定める様式を使用することができる。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平20. 11. 21 規則12)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平25. 2. 21 規則1)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平30. 3. 27 規則2)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第19条関係）

区 分		費 用 の 額
1 複写機により複写したもの（プリンタにより出力したものを含む。） であって、その大きさが日本工業規格A列3番以下のもの	モノクロのもの	1面につき10円
	カラーのもの	1面につき50円
2 電磁的記録媒体（録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブルディスクカートリッジその他の記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したもの		当該電磁的記録媒体1個につき、当該電磁的記録媒体の購入に要する費用を勘案して広域連合長が定める額
3 前2項に掲げるもの以外のもの		当該複写に要する費用に相当する額

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日			事務の開始 年月日			
事務の名称						
事務を担当する班等						
事務の目的						
個人情報の対象者の範囲						
個人情報の 記録項目	基本的 事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	家庭 生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	思 想 ・ 信 条 等
					そ の 他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
個人情報の 収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の 経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体					
個人情報の 処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。 (オンライン結合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない。 (手書き処理)					
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
備 考						

（表面）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

郵便番号 _____

請求者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第13条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送等希望）

※ 法定代理人による請求の場合は、以下の欄にも記入してください。

本人の住所 及び氏名	住所	電話番号 _____
	氏名	
本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
備 考		
	受 付 印	

(裏面)

- 注 1 該当する□欄にレ印を記入してください。
- 2 開示請求に際しては、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類など（郵送等により請求する場合には、これらを証明する複数の書類を複写したもの）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人による開示請求の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 下記の欄は、記入しないでください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）
資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事務を所管する班等	
備考	

保有個人情報開示請求代理人資格喪失届出書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付けで法定代理人として請求した保有個人情報の開示について、次の理由により、法定代理人としての資格を喪失したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第3条第6項の規定により届け出ます。

本人の住所 及び氏名	住所	電話番号 — —
	氏名	
代理人区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
資格を喪失した理由		
備考		

注 該当する□欄にレ印を記入してください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、次のとおり開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容		
当該保有個人情報の利用目的		
開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送等）
開示の日時及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
問い合わせ先		電話番号 — —
備考		

注 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書のほか、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（原則として請求の際に確認させていただいた書類）を必ずお持ちください。

2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。

3 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、次のとおりその一部を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
当該保有個人情報の利用目的	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送等)
開示の日時及び場所	日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	場所
開示しない部分の内容及びその理由	内容
	理由 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第 号に該当(理由)
※ 開示しない部分を開示することができる時期	年 月 日以降であれば、開示しない部分を開示することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書のほか、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（原則として請求の際に確認させていただいた書類）を必ずお持ちください。
- 2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。
- 3 ※印の欄は、当該保有個人情報の非開示部分の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。
- 4 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、次のとおり開示しないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
開示しない理由	<input type="checkbox"/> 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第 号に該当 <input type="checkbox"/> 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条に該当 <input type="checkbox"/> 保有個人情報不存在 <input type="checkbox"/> その他（ ） （理由）
※ 保有個人情報の全部又は一部を開示することができる時期	年 月 日以降であれば、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 1 ※印の欄は、当該保有個人情報の全部又は一部の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。

2 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので、同項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容		
条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当該保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
条例第20条第1項の規定を適用する理由		
問い合わせ先	電話番号 — —	
備考		

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定に基づき、この情報を開示することについて御意見を伺いたいので、別紙「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	
備考	

保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、この情報を開示することについて、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第2項の規定により御意見をお聴きしますので、別紙「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
条例第21条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第2項第 号に該当 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	
備考	

保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

住 所 _____

（名 称）

氏 名 _____

電話番号 _____

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、代表者の氏名及び担当者名

年 月 日付けで照会のあつた私（当社・当団体）に関する情報が記録されている保有個人情報の開示に対する意見について、次のとおり回答します。

開示されても支障はない。

開示されると支障がある。

（開示により支障を生じる部分）

（理由）

注 該当する□欄にレ印を記入してください。

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けであなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている保有個人情報の開示について御意見を伺いましたが、次のとおり当該保有個人情報を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条第3項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
情報の内容	
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（表面）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

郵便番号 _____

請求者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
開示を受けた日	年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 追 加 <input type="checkbox"/> 削 除
	趣旨
	理由

※ 法定代理人による請求の場合は、以下の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住所	電話番号 _____
	氏名	
本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
備 考		
	受 付 印	

(裏面)

- 注 1 該当する□欄にレ印を記入してください。
- 2 訂正請求に際しては、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類など（郵送等により請求する場合には、これらを証明する複数の書類を複写したもの）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人による訂正請求の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 下記の欄は、記入しないでください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）
資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事務を所管する班等	
備考	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、次のとおり訂正することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容			
訂正の内容	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
	内容		
訂正年月日	年 月 日		
問い合わせ先	電話番号 — —		
備考			

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、次のとおり訂正しないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
訂正しない理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長したので、同項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第29条第1項の規定を適用する理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報の訂正に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

次のとおり提供している保有個人情報を訂正したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条の規定により通知します。

提供している 保有個人情報が記録 されている公文書の 名称又は内容	
訂正の内容	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
	内容
訂正年月日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

（表面）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

郵便番号 _____

請求者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
	趣旨
	理由

※ 法定代理人による請求の場合は、以下の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住所	電話番号 _____
	氏名	
本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
備 考		
	受 付 印	

(裏面)

- 注 1 該当する□欄にレ印を記入してください。
- 2 利用停止請求に際しては、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類など（郵送等により請求する場合には、これらを証明する複数の書類を複写したもの）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人による利用停止請求の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 下記の欄は、記入しないでください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）
資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事務を所管する班等	
備考	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止をすることに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容		
利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
	内容	
利用停止年月日	年 月 日	
問い合わせ先	電話番号 — —	
備 考		

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報利用非停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
利用停止をしない理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第35条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長したので、同項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第35条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
条例第36条第1項の規定を適用する理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報についての審査請求に係る審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

次の審査請求については、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第38条の規定により通知します。

審査請求のあった日	年 月 日
審査請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
審査請求の対象となった決定の内容	年 月 日付け 第 号
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
諮問年月日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

あなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている保有個人情報の開示について、
年 月 日付けで提起のあった審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり
当該保有個人情報を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合個人
情報保護条例第39条において準用する同条例第21条第3項後段の規定により通知し
ます。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
審査請求に対する 裁決の内容	年 月 日裁決
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

